



2024 年度 ソーシャルジャスティス活動助成金（国内）

申請ガイド

1. 趣旨

ウェスレー財団の設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、助成金事業を行います。

2. 申請条件

- 下記のいずれかの分野に該当する活動であること
 - ① 児童または青少年の健全な育成
 - ② 社会福祉を増進する活動
 - ③ 国際相互理解の促進
 - ④ 社会的弱者に対する活動
 - ⑤ 女性のエンパワーメントに対する活動
 - ⑥ 地域コミュニティの活性化
- 日本国内に事務所を置き、上記①～⑥の分野において活動する団体（学校を含みます。法人格の有無は問いません）
- 申請時点ですでに申請対象分野において **1年以上の活動実績**があること
- 原則として**日本国内で実施し、活動の成果を日本国内に還元できる活動***
- 特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動でないこと
- 営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結びつく活動でないこと
- 反社会的な勢力とは一切関わりがないこと

*日本から海外に行って実施するスタディツアーや研修等は、国内に成果が還元されるものとみなし申請対象とします。国外で実施し、主な受益者が現地の人々となる活動は申請対象とはなりません。

3. 助成期間

2024年4月1日～2025年3月31日まで

4. 助成金額・対象となる経費

- ① 助成金額は **1 件の事業につき 100 万円**を上限とし、**事業全体にかかる経費の 80%まで**とします。
助成金は申請事業に直接関わる経費が対象となります。
- ② 本助成金を他の組織からの助成金等と併用することも可能です。
- ③ 助成金額は、選考時に申請に基づき査定し**暫定的に**決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。助成対象費目の中で**部分的な費目にのみ交付が決定される**ことや、**全ての費目が承認された場合でも減額での交付となる**場合もありますので予めご了承ください。
- ④ 助成の対象となる経費の費目は、下表の通りです。

助成対象費目	内容
諸謝金 * 申請額合計の 30%まで	講師や通訳などの外部専門家（協力者）への謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な旅費交通費 *ただし、海外から日本へ個人や団体を招聘する場合の現地から日本までの往復交通費（飛行機代等）は対象外
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター、パンフレット、プログラム、資料などのコピー費や印刷費
通信運搬費	郵送料、宅配便など
会議費	会場借用料、会場設営費
雑費	少額で上記経費項目に含めることができない諸経費

- ⑤ 助成対象外の経費は以下の通りです。
 - ・ 申請団体と雇用関係にある人の人件費・通勤費
 - ・ 事務所の備品・運営費（事業実施のために必要とは判断されないもの）
 - ・ その他、助成対象に該当しないとされる費用

5. 申請方法

申請受付期間

2023年10月15日(日)～2023年11月15日(水) 日本時間 17時まで

提出書類

1	申請書 (書式あり)	当財団ウェブサイト (https://wesley.or.jp/) の募集ページから Excel のフォーマットをダウンロードし、内容を記入後、 <u>押印した書類の PDF</u> (全ページを1つの PDF にまとめる) と <u>Excel の元データ</u> の両方を提出
2	団体に関する資料 (書式不問)	例) 団体の規約、役員名簿、会計報告、事業報告など
3	事業に関する資料 (書式不問)	例) 企画の概要、見積書など

提出先

提出書類一式を下記メールアドレスに送付してください。データ容量が重い場合はクラウドファイル共有サービスやファイル転送サービス等の方法で共有してください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

- 選考過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。
- 申請できるのは 1 団体につき 1 つの事業まで です。
- 助成金の交付は、当財団の他の助成金も含めて 1 年につき 1 回限り とします。
- 過去に本助成金を受けた団体が、別事業で申請することや、過去に採択された同一事業で再度申請することも可能ですが、より多くの団体に助成の機会を提供するため、選考において優先度が低くなる場合があることを予めご了承ください。
- 連続での申請ルールは下記の通りです。

<同一事業の場合>	<別事業の場合>
連続 2 年 まで助成可。 ただし、2 年連続で交付された場合はその後 1 年間は申請不可	連続 3 年 まで助成可。 ただし、3 年連続で交付された場合はその後 2 年間は申請不可

6. 選考について

選考と結果の通知

- ① 選考は、当財団のソーシャルジャスティス活動助成金選考委員会にて行います。選考過程では必要に応じて追加資料の請求や申請者へのヒアリングを実施する場合があります。選考結果は、申請者にメールで個別に連絡します。
- ② 申請を受け付けた事業は、当財団内で総合的に審査したうえで助成可否を決定します。したがって、全ての条件を満たしていても選考状況によっては不交付となる場合もあります。
- ③ 採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

審査基準

- 申請団体が 2. 申請条件 (p.1 参照) を満たしているか
- 事業内容が 2. 申請条件の分野①～⑥ (p.1 参照) に合致し、事業の目的が明確であるか
- 事業実施の計画性・実現可能性
- 事業が社会へ及ぼす影響、インパクト
- 事業の継続性・発展性

7. スケジュール

申請	2023年10月15日(日)～2023年11月15日(水) 17時まで
交付決定	2024年1月末までに採否をメールで連絡
手続書類 提出	2024年2月末までに下記の書類をメール添付で提出 ① 誓約書 ② 銀行振込依頼書
実施	2024年4月1日～2025年3月31日の間で、申請した実施期間に行う
報告	実施期間が終了した月の翌月末までに報告書を提出 (2025年3月終了の事業は 2025年4月5日(土) までに提出)
送金	報告内容を当財団が承認後、団体の銀行口座に送金

8. 報告書の提出について

実施期間が終了した月の翌月末まで（3月終了の事業は4月5日まで）に、所定の様式で下記を **メール添付** で提出してください。報告書のフォーマットは交付決定通知メールに添付します。

- ① 実施報告書（固有名詞など必要な所以外は日本語で作成する）
- ② 事業全体の支出に関する証憑書類（コピー可）
- ③ 開催要項、活動写真、案内チラシ、プログラムなどの成果物

* 事業実施にあたって作成される広報宣伝物（例：チラシ、ポスター、ウェブサイト）、配布物（例：プログラム、資料、後日作成の報告資料）などにウェスレー財団のロゴマークとともに、当

財団の助成事業であることを明記してください。ロゴマークは交付決定通知メールに添付データとして送付します。また、報告書提出時に各 1 部を添付してください。

* 当財団のウェブサイトでは助成事業の紹介記事を公開しておりますので、掲載へのご協力をお願いします。

* 活動写真は当財団のウェブサイト等に掲載可能なものとそうでないものに分け、写真データでお送りください。

9. 助成金の交付について

- ① 助成金は、原則として事業完了後に報告書に基づき交付するため、後払いとなります。ただし、特別な事情がある場合には、相談の上交付時期を決定します。
- ② 助成を決定した事業でも、下記の場合には決定を取消します。
 - ・ 当財団の承認を得ない事業への変更及び中止
 - ・ 申請の内容に虚偽が認められる場合
 - ・ 助成金を目的以外に使用したことが認められる場合
 - ・ その他、当財団が不相当と認めた場合
- ③ 最終的な助成金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不相当と認められる支出に関しては、暫定的な助成決定額から減額することがあります。

10. その他注意事項

- ① 事業の内容や計画に大幅な変更が生じる場合、または予算（費目の追加・変更等）を変更しようとするときには、予め当財団の承認を受ける必要があります。
- ② 申請書類から得た個人情報、厳重に取り扱い本助成金の選考のためにのみ使用します。ただし、助成を決定した事業は、当財団ウェブサイトにて団体名および事業名を公表します。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

以上